

令和 8 年度

預かり保育無償化にかかる認定申請のご案内(認定こども園又は移行幼稚園用)

無償化の対象となるためには、必要書類を提出し、認定を受ける必要があります。

1 認定区分

年齢	認定を受ける要件	認定区分
3～5歳児クラス (令和2年4月2日～ 令和5年4月1日生)	保育の必要性がある	新2号
2歳児クラス (令和5年4月2日生～)	市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある	新3号

2 利用料金と無償化

利用料金の決定	認定	料金及び無償化等
○保育料 市が決定 ○給食費(主食費+副食費) 施設が決定 ○預かり保育料 施設が決定	1号認定	○保育料 : 無償化 ○給食費(主食費): 保護者負担 (副食費): 保護者負担 ○預かり保育料 : 保護者負担
	1号認定+ 新2号認定	○預かり保育料 : 無償化
		【上限額】 以下の内小さい方まで ・利用日数×450円 ・月額11,300円
	1号認定+ 新3号認定	【上限額】 以下の内小さい方まで ・利用日数×450円 ・月額16,300円

3 申請に必要な書類

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書【B】
- 保育の必要の事由に該当する証明書類(裏面を参照)

4 保育の必要性について

以下の項目のいずれかに該当することにより保育の必要性が認定されます。

【】内は必要な証明書類です。

項 目	内容及び必要書類	摘 要
① 就 労	・ <u>1か月に48時間以上</u> 労働することを常態としている場合 【就労証明書】	事由が継続していれば就学前まで
② 出 産 等	・ 妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合 【母子手帳（写）】※表紙及び出産予定日が記載されているページ	<u>予定日の2か月前から出産後3か月の末日まで</u>
③ 保 護 者 の 病 気・障 がい	・ 保護者が疾病や負傷している場合 ・ 保護者が精神や身体に障がい有している場合 【医師の診断書（写）】又は【病気療養証明書】 【身体障がい者手帳（写）】、【療育手帳（写）】 【精神障がい者保健福祉手帳（写）】	事由が継続していれば就学前まで
④ 病 人 の 看 護	・ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がい有する親族を常時看護している場合 【看護証明書】	
⑤ 災 害 の 復 旧	・ 火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合 【り災証明書（写）】	復旧に要する期間
⑥ 求 職 中	・ 保護者が求職活動をしている場合 【ハローワーク受付票（写）】又は、【雇用保険受給資格者証（両面写）】	<u>求職活動の開始から3か月の末日まで</u>
⑦ 就学・ 職業訓練	・ 学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合 【在学証明書】	事由が継続していれば就学前まで
⑧ 児童の虐待・ DV等	・ 児童の虐待又は再発のおそれがあり、家庭で保育が困難な場合 ・ 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合 【保護命令、虐待又はDVの被害者であることの証明書】	
⑨ 育児休業・ 育児に専念	・ 育児に専念している場合 【母子手帳（写）】※表紙及び出生日が記載されているページ	<u>産後12か月の末日まで</u>
⑩ そ の 他	・ 子育て支援課にご相談ください。	

新2・3号認定に係る保育の必要性が変更になった場合は、速やかに変更予定の証明書類をご提出ください。※詳細は、鹿屋市ホームページからご確認ください。

QRコード

（保育の必要性（事由及び証明書類））



（オンライン申請について）



問合せ先：鹿屋市子育て支援課 保育幼稚園係 TEL0994-31-1134